

板橋区飼い主のいない 猫対策モデル事業 パンフレット



平成27年9月
板橋区保健所

飼い主のいない猫対策モデル事業

～野良猫の問題をなんとかしたい～

これまで、飼い主のいない猫（野良猫）については、庭や駐車場にフンやオシッコをされるなどの被害があっても、対策がありませんでした。

飼い猫であれば、飼い主に苦情を言うこともできますが、飼い主のいない猫の場合には不満の持っていく場がなく、被害を受けている方は猫を憎むようになってしまったり、えさを与えている人との感情的な問題が起きることにもなります。



～猫を助けたい～

もともと、飼い主のいない猫は、飼い猫が捨てられ、増えたりしたものです。こうしたことから、まず猫の飼い主の方が責任ある飼い方をするのが大切です。そうすることにより、不幸な猫はこれ以上増えません。

その上で、飼い主のいない猫をどうするか、考えていかなければなりません。



～人と猫との調和のとれたまちづくり（飼い主のいない猫対策モデル事業）～

そこで、地域とボランティア、区が一体となり、人と猫との調和のとれたまちづくりを目指して、飼い主のいない猫を適正に管理していくモデル事業を立ち上げました。



～飼い主のいない猫対策モデル事業とは～

地域（町会・自治会等）、ボランティア、行政が一体となって取り組む協働事業です。

猫も命あるものだという考え方で、地域にお住まいの皆さんの理解と協力のもとに、飼い主のいない猫の適正管理を通じて、人間と猫の共生を目指していくものです。具体的には、去勢・不妊手術を行って、これ以上増やさないようにした上で適切にえさを与え、食べ残しやフンの清掃をして管理していくというものです。

なお、この事業は期間と地域を限定して行うため、取組みを始めるには、事前に区に対する申請手続きが必要です。

地域が主体となり、ボランティアの協力を得ながら、

- ① 去勢・不妊手術を行う（区の助成制度を活用）。
- ② フン尿の始末をする（簡単な猫用トイレの設置など）。
- ③ 適切にえさを与え、食べ残しやえさ場を清掃する。
- ④ 近隣に対する広報と報告を行う。

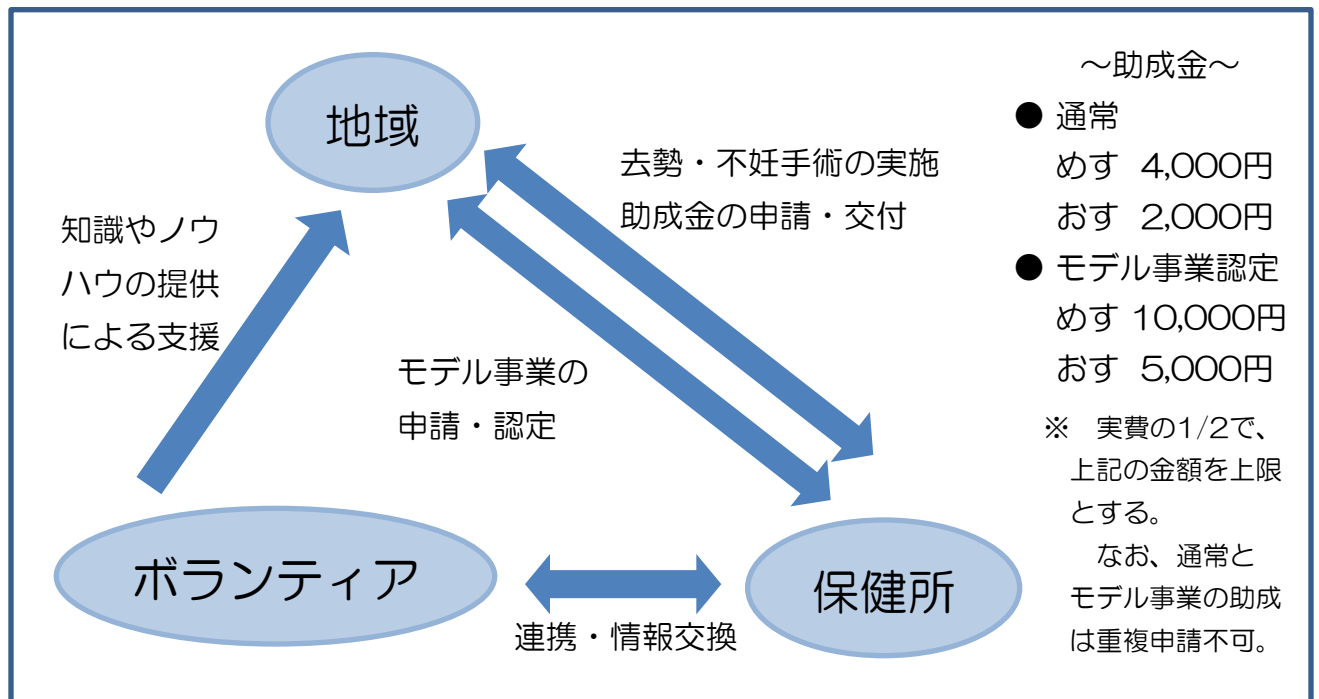


～期待される効果～

- 去勢・不妊手術により、猫の出産がなくなるほか、さかりの鳴き声がなくなります。
- えさやりのルールを決めることで、街のなかで、えさの散乱などが改善され、地域の環境がよくなります。
- トイレを設置することで、フン尿の被害がなくなります。
- 捨て猫や動物虐待を防ぎます。
- 地域のコミュニケーションが高まります。
- 野良猫が減少します。
- 苦情が減り、近隣トラブルを解消することができます。
- 地域で動物を可愛がる気持ちが生まれます。



～飼い主のいない猫対策モデル事業のイメージ図～



※ モデル事業の申請や、去勢・不妊手術の助成金の詳細については、下記の担当・問合せ窓口まで、お問合せください。

※ 不妊去勢手術をするために飼い主のいない猫を捕獲しようとされる方に、猫の捕獲器を貸し出します。詳しくは、下記の担当・問合せ窓口まで、お問合せください。

<担当・問合せ> 板橋区保健所生活衛生課 電話(3579)2332



板橋区飼い主のいない猫対策モデル事業パンフレット

発行日 平成27年10月

編集・発行 板橋区健康生きがい部
(保健所)生活衛生課

〒173-0014

板橋区大山東町32番15号

電話 3579-2332

FAX 3579-1337

